

「神奈川県手話推進計画」の平成 29 年度 of 取組状況及び平成 30 年度 of 取組等について

資料6 河原委員提出資料

施策	平成 29 年度 of 取組状況〔2 年度目〕	平成 30 年度 of 取組み〔3 年度目〕	今後の方向性
<p>1 手話の普及</p> <p>(1) 県民への手話の講習等を拡充し、手話に対する理解促進</p> <p>(2) 各種広報を充実し、手話の普及啓発の推進</p> <p>(3) イベント等を活用した手話の普及等の推進</p>	<p>○ 市町村と連携した県民向け手話講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 逗子市、茅ヶ崎市、小田原市が開催する手話講習会に県が講師を派遣、派遣費用を負担（3市4回開催）。 <p>○ 平塚ろう学校の児童たちが作成したポスター「楽しい手話」が掲載された手話推進計画リーフレットを作成（10月）</p> <p>○ 手話普及推進イベントの開催（10月8日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日は延べ約2,400人が参加。 ・ 中高生、大学生、ろう学校生徒による手話の取り組み活動発表・パフォーマンスや、パネルディスカッション、プロの手話パフォーマンス団体による公演、映画上映会、ミニ手話講習会、当事者団体によるパネル展示を実施。 ・ アンケートでは、参加者のほぼ全員が手話を学びたい旨回答。 	<p>○ 市町村と連携した県民向け手話講習会の開催〔継続〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で開催が困難な市町村を想定し、保健福祉事務所圏域での手話講習会の開催の検討 <p>【質問】 単独で開催が困難な市町村とはどのような市町村でしょうか。</p> <p>○ 手話推進計画リーフレットを手話講習会やイベントで配布〔継続〕</p> <p>【質問】 手話推進計画リーフレットの内容の見直しを行うことは考えていないのでしょうか。</p> <p>○ 県のたよりなど、県の広報媒体を活用した普及の実施〔継続〕</p> <p>○ 手話普及推進イベントの開催〔継続〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの県民に手話を普及するため、主となるイベントの他、地域と連携して、幅広い世代を対象にしたイベントを複数回開催する。 <p>【意見】 イベントの企画にあたっては当事者団体と協働して進めることを強く要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての市町村での手話講習会の開催に向け、市町村の実情に応じた働きかけなどを行う。 ・ 様々な広報媒体を活用しながら、引き続き、県民の手話への興味・関心を高める取組みを進める。 ・ 多くの方が集まる場所に出ていき、イベントでPRすることで、これまで関心が低かった層に働きかけを進める。
<p>2 手話に関する教育及び学習の振興</p> <p>【☆意見1】 手話推進計画の『5 施策の考え方（2）手話に関する教育及び学習の振興』の文中にある、「聴覚障害のある児童・生徒が学ぶ特別支援学校等においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、個々の教育的ニーズに配慮しつつ、手話の学習を行っていきます。」という方針に基づき、ろう学校や普通学校に学ぶろう児（聴覚障害児）の手話学習及び彼らを担当する教員の手話の技術向上についても取り組むことを強く要望します。（例：大阪府の手話言語条例事業「こめっこ」）</p> <p>【☆意見2】 以前、協議会で何度か要望したにもかかわらず、教育関係の施策のほとんどが当事者団体に相談なく進められていることは非常に残念です。障害者権利条約の理念に基づき、当事者団体と協議しながら施策を進めることを強く要望します。</p>			
<p>(1) 児童・生徒の学びを充実</p> <p>(2) 教員向けの手話研修を充実</p> <p>(3) 手話を学ぶためのしくみを充実</p>	<p>○ 教育現場での学習教材の作成、提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習教材「手話を楽しく学ぼう！」（リーフレット）を小学校4年生、中学校1年生、高校1年生に配付 ・ 動画「手話を楽しく学ぼう！」をホームページ上に掲載し配信 <p>○ 教員向けに手話研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本研修等の中で指導主事による短時間の手話の講習等を実施 4,645人が受講 ・ 「特別支援学級新担当教員研修講座」において、県立平塚ろう学校教員による講義と実践報告を実施。48人が受講 <p>【質問】 「特別支援学級新担当教員研修講座」の内容について詳しく教えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選択研修として「手話講座～手話に親しむ～」を新規に実施。26人が受講 ・ 平成29年度教職員対象手話講演会を開催（12月1日）し、192人が受講 ・ 指導資料「小学校・中学校における手話に関する取組事例集」や啓発資料の配付 ・ 指導資料「県立高等学校・県立中等教育学校における手話に関する取組事例集」の配付 <p>【意見】 様々な取り組みが行われていることはうれしく思うが、中にはろう者に来てもらうようなことはせず、校内関係者だけで実施したり、手話で歌を歌うだけというものもあるので、しっかりとした内容の取り組みが行われるよう、基準やモデルを定めてそれに基づいて実施でされるようにすべきではないかと考えます。</p> <p>○ 手話学習用冊子「手話を学んでみよう！」を3万5千部発行（手話講習会や手話サークルに配布するため、1万部増刷）</p> <p>○ 県民がいつでも手話を学びやすいように、手話学習用動画を配信</p>	<p>○ 教育現場での学習教材の作成、提供〔継続〕 [教育局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30年度も引き続き、「手話を楽しく学ぼう！」（リーフレット）を政令指定都市も含め、県内すべての小中学校、特別支援学校等の対象児童・生徒（小学校4年生及び中学校1年生）、県立高校1年生に配付。 ・ 動画「手話を楽しく学ぼう！」を配信・更新。 <p>【意見】 動画「手話を楽しく学ぼう！」の内容の企画にろう学校の児童生徒を参画させるなど、ろう児・生徒と健聴児童生徒が協働して手話の普及を進めていくことを要望します。</p> <p>○ 教員向けに手話研修を実施〔継続〕 [教育局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本研修の中で講座開始時に手話の講習を実施 ・ 「特別支援学級新担当教員研修講座」において、県立平塚ろう学校教員による講義と実践報告を実施 ・ 選択研修として「聴覚障害者理解のための研修講座～手話などの情報保障や支援～」を実施 ・ 教職員対象手話講演会の開催 ・ 平成30年度手話取組事例集の作成・周知 <p>【意見】 現在、ろう学校の教職員の手話技術向上のための研修は平塚ろう学校内でろうの教員に講師を担ってもらう形で行われていますが、本来の授業などの傍らに行う形では、ろうの教員の負担が大きく、内容の充実も図れないので、教育センターなどにおいてしかるべきカリキュラム、講師による研修を行うことを要望します。</p> <p>○ 手話学習用冊子「手話を学んでみよう！」の増刷〔継続〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習教材の内容や指導内容について、小・中・高の発達段階に応じた内容とするための検討が必要であることから、発達段階に応じた指導の系統性について、教育局内で連携を図る。 <p>【意見】 学習教材、指導内容、指導法の検討には、子どもから大人まで様々な対象者への手話指導を担っており、手話指導に関するノウハウを有している当事者団体を参画させることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、手話研修や講演会を開催することで、教員の手話への理解を深め、学校現場における手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興等を図る。 ・ 取組事例集の作成・配布を行うとともに、教材の活用を促し、児童生徒の手話に関する興味関心を高めていく。 ・ 取組事例集協力校の募集等の協力に際して、取組の充実を図ることから、新規にこだわらず、継続的な取組も紹介する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで作成した手話学習用動画や手話学習用冊子を効果的に活用するため、活用例を情報提供するなど、周知に努める。 <p>【意見】 学習冊子の作成、配布のみでなく、ろう講師による学習冊子を使用した手話講座の開催など、県民が聴覚障害者と手話について正しく学ぶことができるようなしくみを作る施策も行う必要があるのではないかと考えます。</p>

3 手話を使用しやすい環境の整備			
<p>(1) 日常生活において手話を使用できる機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県機関におけるタブレット端末を活用した手話通訳を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同庁舎等 15 ヶ所にタブレット端末を配備 ・ 神奈川県警察重信庁舎等でのサービス実施(30年2月～試行) ○ 事業者による手話講習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 30. 2月末時点で、45 社 55 回開催。 ・ 今後の実施が決まっている講習会は現時点で 55 社 65 回 1, 200 人程度の見込み ・ 手話テキスト動画の作成 ○ 県職員向け手話講習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁向け 6 回開催し(うち 2 回は応用的な内容)、253 名が参加。 ○ 保健福祉関係の計画についてパブリックコメント実施に係る手話動画を作成周知 ○ 試行で 30. 1. 5 及び 2. 7 の知事記者会見のホームページにおいて、手話通訳動画を掲載。30 年度の定例記者会見より本格実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県機関におけるタブレット端末を活用した手話通訳〔継続〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同庁舎等 15 ヶ所にタブレット端末を配備 ・ 一部(新) 神奈川県警察重信庁舎等でのサービス実施 ○ 事業者等による手話講習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民・事業者の行う手話講習会へ手話講師を派遣。 ・ 一部(新) 若い世代、多世代への働きかけのため、幼稚園や保育園の行う絵本を活用した手話講習会へ手話講師を派遣。 ○ 県職員向け手話講習会の開催〔継続〕 ○ 一部(新) 県民意見反映手続に係る手話の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県計画へのパブリックコメントについて手話による意見提出が可能となるよう対応 ・ 保健福祉関係の計画についてパブリックコメント実施に係る手話動画を作成周知 ○ 知事定例記者会見の手話付き動画の県ホームページの掲載〔本格実施〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末を活用した県機関(合同庁舎等 16 ヶ所)での手話通訳について、さらなる周知に努める。 ・ 手話講習会は、実施状況や実施後の取組み状況を確認しつつ、これまで手話講習会を開催していない業種に働きかけるほか、すでに講習会を開催した事業者が自主的に取り組めるよう、手話講習会の実施方法等を検討する。 ・ 県職員向け手話講習会は、引き続き、入門的な内容及び応用的な内容も実施する。 <p>【意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県職員向け手話講習会は年 1 回だけで時間も短く、受講生も 40 人以上というものが多く、効果的な学習は望めない。適正な時間、人数で継続的な学習ができるような形での講習会の計画的な実施を要望します。 ② 県警では通訳派遣センターにおいて事情聴取などにおける手話通訳の派遣受付を行っているが、警察官にこの制度の知識が徹底されておらず、ろう者に対する理解も不十分である。県警職員対象手話講習会の充実を強く要望します。 ③ 市町村等自治体職員、県内裁判所等司法関係機関職員対象の講習会の実施を要望します。
<p>(2) 非常時に、手話で意思疎通できる環境の整備を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急用・医療機関用コミュニケーションボードを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急用・医療機関用コミュニケーションボードの周知と合わせて、防災や安全、医療等を担っている関係機関に対して手話への理解を広げられるよう働きかけを実施。 ○ 避難所等において運営者や支援者が参照できる資料を作成するなど、非常時にろう者と意思疎通できる環境整備を引き続き推進する。 <p>【質問】 具体的にどのような内容を考えているのか教えていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 29 年度に作成した救急用・医療機関用コミュニケーションボードの周知を図るとともに、今後作成するものについても、関係団体や関係機関の意見を確認しながら実用的な内容を整えていく。 ・ 防災や安全、医療等を担っている関係機関に対する手話研修の充実を働きかける。
<p>(3) 手話通訳者の計画的な養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会及び盲ろう者通訳・介助員養成講習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度修了(認定)者数 手話通訳者 12 人、要約筆記者 36 人、盲ろう者通訳・介助員 21 人 <p>【☆意見】 手話推進計画は横浜市、川崎市を含む県全体に関わる計画ですので、横浜市、川崎市における手話通訳者、要約筆記者の養成についても把握して記載する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意思疎通支援担当者研修会の開催 平成 29 年 10 月 3 日、平成 30 年 2 月 14 日 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会及び盲ろう者通訳・介助員養成講習会の開催〔継続〕 ○ 意思疎通支援担当者研修会の開催〔継続〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者等の派遣要請に対して手話通訳者等が不足していることから、養成事業の拡充が必要であるが、そのためには、養成講習会の講師を担う人材の育成が必要なため、引き続き、手話通訳者指導者養成研修事業を実施する。 <p>【意見】 手話通訳養成講習会を受講するためには、市町村における手話奉仕員養成講習会を修了する必要があるが、手話奉仕員養成講習会を実施していない自治体もあるので、県内すべての自治体で手話奉仕員養成講習会が実施されるよう、県として働きかけていく必要があると考えます。</p>
<p>(4) 手話通訳者が派遣される機会等を拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県主催イベント等に手話通訳者を配置(各所属にて実施。地域福祉課が再配当した事業 18 事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県主催イベント等に手話通訳者を配置〔継続〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や民間の行事にも手話通訳者が派遣される必要があることから、市町村、民間の行事等へ手話通訳者が派遣されるように働きかける。 <p>【☆意見】 派遣される機会を増やすためには、それに対応できる手話通訳者の数を増やす必要がありますので、手話通訳者の養成、身分保障、待遇改善のための施策も併せて進めるべきであると考えます。</p>